

令和2年度重点的に取組む事項について

令和2年度第1回全国健康保険協会沖縄支部評議会（令和2年7月16日）

➤ 令和2年度重点的に取組む事項について(保健グループ)

1. 健診関係

【取組内容】

(1) 事業者健診から生活習慣病予防健診への切り替えの推進【事業所・被保険者への働きかけ】

被保険者数が比較的多いにも関わらず、生活習慣病予防健診の受診率が低い事業所へ訪問し、健診費用の補助がある生活習慣病予防健診を利用することで、費用負担を大幅に増やすことなく、充実した健診を受けることができること等を説明し、切り替えを推進する。

(2) 事業者健診データ提供の推進【健診機関への働きかけ】

事業者健診結果データ提供について、事業所から同意をいただいても、健診機関との覚書取り交わしができていないと、データ提供を依頼できない。生活習慣病予防健診実施機関32機関のうち、覚書を取り交わしていない14機関への働きかけを強化する。

(3) まちかど健診等(特定健診)の実施【被扶養者への働きかけ】

お住まいの地域等で気軽に特定健診を受けていただけるようショッピングセンター等に会場を設け、「まちかど健診」を実施し、受診率の向上を図る。

令和2年度は実施回数を増やし、11月から12月に、9会場(10回)実施する計画。

また、市町村が実施する集団健診会場で、協会けんぽの被扶養者も受診できるよう調整し、特定健診受診の機会を確保する。

➤ 令和2年度重点的に取り組む事項について(保健グループ)

2. 保健指導関係

【取組内容】

(1) 特定保健指導実施率向上の取り組み【事業所・被保険者への働きかけ】

特定保健指導の訪問事業所で、面談未実施の方が多い場合、特定保健指導の目的を伝え再勧奨する。

(2) 特定保健指導中断率減少に向けた取り組み【健診機関への働きかけ】

特定保健指導の中断率が平均値を上回る健診機関について、ヒアリングや意見交換を実施し、健診機関と協会けんぽで協働して対策を検討する。

(3) まちかど特定保健指導等の実施【被扶養者への働きかけ】

上記の「まちかど健診」を受診し、特定保健指導の対象となった方を対象に、約1か月後に同じ会場で特定保健指導を受けることができる「まちかど特定保健指導」を実施する。

また、包括協定を締結している市町村と協会けんぽで、健診後の結果説明会を合同で実施する。

(4) 重症化予防事業【被保険者への働きかけ】

生活習慣病予防健診の結果、血圧・血糖で要治療と判断されたが、医療機関に受診していない方に対し、文書で受診勧奨し、その後電話での受診勧奨を実施しているが、過去に複数回該当した方への勧奨は、電話での勧奨だけでなく面談による勧奨を実施する。

また、糖尿病性腎症重症化予防事業については、保健指導専門機関や市町村へ委託できるよう調整する。

➤ 令和2年度重点的に取組む事項について(企画総務グループ)

1.調査分析事業(重症化予防事業対象者の受診行動に影響を及ぼす要因の調査・分析)

【取組内容】

令和元年度からの継続事業として、12月に開催予定の沖縄県公衆衛生学会での発表に向けて引き続き分析を進めていく。

2.福寿うちな～健康宣言の拡大及びフォローアップ

【取組内容】

事業所訪問や文書勧奨を実施し、福寿うちな～健康宣言事業所数の拡大を図るとともに、宣言事業所へのフォローアップ体制を構築する。また、健康経営の啓発や福寿うちな～健康宣言にかかる案内及び内容紹介のため、健康宣言のテキスト(冊子)を作成し、勧奨等において活用する。

3.新聞紙面を活用した県内健康づくりに関する広報の展開

【取組内容】

健診受診・特定保健指導実施にかかる重要性や事業者健診データ提供の必要性、健康経営の普及といった県内の健康づくりに関する広報を新聞紙面を活用して実施し、広く県民に対し周知啓発を行う。

➤ 令和2年度重点的に取り組む事項について(業務グループ)

被扶養者資格再確認業務

【取組内容】

令和2年度の被扶養者資格再確認業務においては、厚生労働省より厳格な方法で実施することを求められていることから、今年度は以下の者について確認書類の添付を求めることとする。

- ・被保険者と別居している者・・・仕送りの事実と仕送り額の確認できる書類
- ・海外に在住している者・・・海外特例に該当していることが確認できる書類

ただし、以下の者は除く

- ①令和2年4月1日時点で18歳未満の者
- ②令和2年4月1日以降に被扶養者となった者
- ③任意継続被保険者の被扶養者

実施期間

- | | |
|------------|----------------------|
| (1)リスト送付時期 | 令和2年10月上旬～下旬(予定) |
| (2)リスト提出期限 | <u>令和2年11月30日(月)</u> |

➤ 令和2年度重点的に取り組む事項について(レセプトグループ)

医科レセプト点検事務研修の実施

【取組内容】

レセプト点検のエキスパートである現役医師やレセプト点検員等の講師が、様々な診療科に係る事例検証セミナーやディベート等を実施することで、レセプト点検の効果的な着眼点やポイント等、専門的な医学知識を習得し、レセプト点検事務(医科・調剤)に従事する職員のスキルアップが図られるよう研修を実施する。

なお、令和2年度は診療報酬改定を中心とした研修内容とする。